年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概 | 要 |
|---------------|---|
|---------------|---|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私が20歳に達した当時、町内会の人が国民年金の説明に来た時に加入した。町内会の人が家族の分と一緒に集金しており、親も私の分も納付したと言っている。それにもかかわらず、社会保険事務所の記録では申立期間が未納とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年5月22日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、町内会での集金について具体的に記憶している。

また、申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の両親は、 国民年金発足当初から加入し、申立期間を含めて保険料を完納していることから納付意識は高かったと考えられることを踏まえると、申立人の保険料のみが 未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

自宅を訪ねてきた役場の人に、「厚生年金保険に加入していない人は、国 民年金に加入するのが義務だから」と言われ、厚生年金保険の被保険者資格 喪失日までさかのぼって一括で保険料を納付した記憶がある。それなのに、 社会保険事務所の記録では、3か月分だけ未納期間とされているのは納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月13日に払い出されているところ、申立人が所持する国民年金手帳に、41年4月から42年3月までの保険料を42年3月31日にA町で一括納付したことを示す検認印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から過年度の保険料となる 昭和40年4月から41年3月までの保険料が納付されていることが社会保険庁 のオンライン記録から確認でき、申立内容に不自然な点はみられず、申立人が 申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和 37 年9月に会社を退職し、国民年金手帳に記載のある同年9月 13 日の資格取得時から、A地区の集金人に、妻の分と合わせて国民年金保険料 を支払っていたのに、未納期間があることに納得がいかない。

子供も生まれたばかりで、国民健康保険には加入していたので、国民年金にも加入していたはずである。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が不明確であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月9日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち37年9月から38年6月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、38年7月から40年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、A地区の集金人には納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる 事情や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻は昭和37年9月から38年1月まで厚生年金保険被保険者であるため、重複して国民年金の加入手続をしたとは考え難く、社会保険庁の記録にも年金記号番号統合時に保険料を還付した履歴は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和37年9月に夫が会社を退職し、国民年金手帳に記載のある同年9月 13日の資格取得時から、A地区の集金人に、夫の分と合わせて国民年金保 険料を支払っていたのに、未納期間があることに納得がいかない。

子供も生まれたばかりで、国民健康保険には加入していたので、国民年金にも加入していたはずである。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が不明確であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月9日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち37年9月から38年6月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、38年7月から40年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、A地区の集金人には納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる 事情や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は昭和37年9月から38年1月まで厚生年金保険被保険者であるため、重複して国民年金の加入手続をしたとは考え難く、社会保険庁の記録にも年金記号番号統合時に保険料を還付した履歴は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和41年8月に会社を退社し、夫婦で個人商店を始めたころ、店に来る自治会か婦人会の集金人に保険料を納付した記憶がある。

昭和44年2月には長男が生まれており、国民健康保険に加入していたことから、国民年金だけ加入していなかったとは考えられず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が不明確であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 10 月 28 日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち 41 年 10 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、44 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、自治会等の納付組織の集金人には納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる 事情や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和41年8月に夫が会社を退社し、夫婦で個人商店を始めたころ、店に 来る自治会か婦人会の集金人に保険料を納付した記憶がある。

昭和44年2月には長男が生まれており、国民健康保険に加入していたことから、国民年金だけ加入していなかったとは考えられず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が不明確であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 10 月 28 日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち 41 年 10 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、44 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、自治会等の納付組織の集金人には納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる 事情や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで

近所の人から勧められ、昭和50年1月に国民年金に任意加入して、当初はAの集金人に保険料を納付していた。途中で納付方法は変わったと思うが62年4月に第3号被保険者になるまで保険料を納付していたのに社会保険庁の記録では56年7月に資格喪失したとされている。私には、任意加入の喪失手続をした覚えは無く、申立期間の保険料を納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格喪失手続をした記憶は無く、申立期間も続けて国 民年金に任意加入し保険料を納付していたと主張しているが、B市が保管する 「国民年金被保険者記録決定または変更決議書」では、昭和50年1月10日資格 取得、56年7月1日任意喪失とされていることが確認でき、この記録は社会保 険事務所が保管する被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立人は当初、Aの集金人に保険料を納付していたが、具体的な納付方法については記憶に無いものの途中から納付方法が変わったとしているが、前述のB市の記録から、B市農業協同組合C支店から口座振替で昭和56年6月までの保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人自身が、同口座の取引記録を確認したところ、昭和56年7月に同年4月から6月の保険料振替をもって口座は閉鎖されているとのことであった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年5月まで

私は、昭和 58 年4月に会社を辞めた時に国民年金の加入の手続をし、保険料も納付していた。その後、夫が独立して国民年金に加入したので、夫の保険料も合わせて納めていた。夫の保険料だけ支払って私の分は払わないとは考え難いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月13日に払い出され、資格取得日は同年2月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、夫が国民年金に加入した昭和60年8月からは夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫の同年8月から62年9月までの保険料は、申立人が厚生年金保険被保険者であった62年10月以降に3回に分けて過年度納付されていることが社会保険庁の記録から確認でき、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身の国民年金加入手続等の記憶が曖昧であり、当時の加入状況等が不明である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年5月1日まで 大学を卒業し、昭和38年4月にA社に入社した。厚生年金保険の加入記録が、昭和39年5月1日からとなっていることに納得できない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、大学卒業後の昭和38年4月からA社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所が管理している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時に採用になった同僚の記録を確認したところ、資格取得日は、申立人と同じく昭和39年5月1日となっている。

また、同時期に採用された同僚は、「昭和39年4月に入社し、厚生年金保険の加入は翌月の5月からである。申立人は、入社時期を間違えている。」と証言している。

さらに、A社に照会したところ、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得は、本採用になった昭和39年5月1日であり、この日より前の期間は試用期間であり厚生年金保険の加入は無い。」との回答があった。

加えて、申立人の大学での学籍番号は**-***であり、これについて 大学では、1960年(昭和35年)に入学し、卒業は1964年(昭和39年)であ るとしている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から38年8月まで

申立期間について、A社に勤務し鮮魚等の仕入れの仕事をしていた。勤務 していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB社(その後、A社、C社に変更)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の被保険者としての記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所はすでに全喪しており、申立人の勤務実態及び厚生年金 保険の加入の有無について、申立てを裏付ける証言等を得ることができなかっ た。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から43年9月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間は脱退手当金が支給済みになっているとの回答であった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも無いし、受け取った記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和43年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票のうち、申立人の資格喪失日である昭和43年12月の前後2年以内に資格喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた1名は、事業所から説明を受けて受領したと供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。